



宮崎県人権啓発センターだより
「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。

じんけんの風

JINKEN NO KAZE

「笑顔の輪を
広げよう！」

[特集]

いじめは重大な
社会問題です！



- 女性をめぐる人権問題3
- じんけんinterview
宮崎県男女共同参画センター
所長 井戸川 紀代子さん4
- 3月は「自殺対策強化月間」です
～ひとりで悩まないで！誰かに話してみませんか？～...5
- STOP! 高齢者虐待6

- 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正について... 7
- 『部落差別の解消の推進に関する法律』に関する
リーフレット(宮崎県教育委員会)について..... 8
- 宮崎県人権啓発推進協議会の事業の御紹介... 9
- おすすめDVD紹介10

いじめは 重大な社会問題です!

1. いじめは絶対に許されません!

いじめは職場やインターネットの中などどこでも起こりうる社会全体の問題です。中には、自殺に至る場合や傷害となるケースなど痛ましい事件も起きており、深刻かつ、命にもかかわる放置できない問題です。今回は、特に、子どもにおける「いじめ」について考えてみましょう。

いじめの背景は様々です。学歴偏重主義、学校や家庭におけるストレス、人間関係など多くの要因があげられます。特に近年では、「ネットいじめ」などと呼ばれるインターネット上の掲示板やブログ、SNSを悪用するなど、巧妙かつ陰湿なケースのいじめが多く、問題として発覚しにくいものもあります。

いじめる側にいじめに対する認識、自覚が不足していることが大きな要因です。軽い気持ちで始めたことが次第にエスカレートし、重大な結果に至ってから気づいても遅いのです。また、自らがターゲットになることを恐れ、いじめに加担したり、見て見ぬふりをするようなこともいじめを助長する要因となっています。

「いじめられる側にも問題がある」という人もいますが、いじめを正当化する理由などどこにも存在しません。いじめは、いかなる理由があっても絶対に許されないのです。



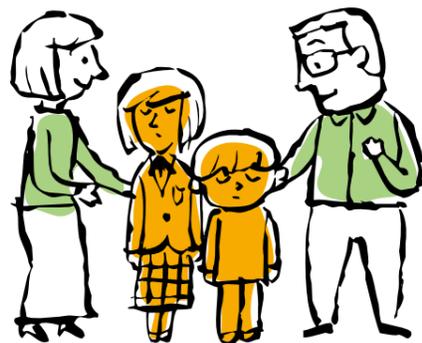
2. いじめは多くの人を不幸にします!

いじめにあった子どもは悩み苦しむ、自分に非があると思うようになり、その後の人間形成にも悪影響を及ぼす可能性があります。さらには、いじめを見て見ぬふりをしたり、いじめた側の子どもたちも、その後の成長の中で自ら行ったことを振り返り、精神的に苦しむこともあるでしょう。いじめは被害者のみならず、傍観者も加害者をも不幸にするのです。



3. 子どもの話に耳を傾けましょう!

いじめは、大人同士での解決が困難な問題である上に、いじめられた子どもは、周囲の大人に対して、なかなか相談しないことがいじめを潜在化させています。したがって、大人は、日ごろから、子どもの話に耳を傾けるとともに、学校や家庭、地域社会と連携して解決のための手助けを心がける必要があります。その上で、子どもたちに対し、いじめをなくすために、いじめの問題点と人権尊重の大切さをしっかりと伝えていきましょう。



いじめの認知件数の推移 (2017(平成29)年10月発表)

※国公立の小・中・高等学校及び特別支援学校
出典：文部科学省「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
小学校	122,734	151,692	237,921
中学校	52,971	59,502	71,309
高等学校	11,404	12,664	12,874
特別支援学校	963	1,274	1,704
計	188,072	225,132	323,808

本県のいじめ問題の状況

平成28年度の本県のいじめの認知件数は、10,947件で、前年度より5,000件ほど増加しています。県教育委員会では、今回の認知件数増加の要因は、文部科学省が「けんか」や「ふざけ合い」もいじめと捉えるように方針を改めたことによって、学校が小さいいじめから積極的に認知したためであると分析しています。一方、いじめを見逃すことなく、積極的に認知して、しっかりと解決に導こうとする機運が県全体で高まってきており、今後もさらにいじめ防止等の取組を進めていきたいと考えています。

県教育委員会の対応

●基本方針の改定

いじめ防止のための対策を効果的に推進することを目的とした、「宮崎県いじめ防止基本方針」を昨年7月に改定しました。

今回の改定では、パブリックコメント等をおして県民の皆様からいただいた御意見を参考に改定を行いました。

【主な改定ポイント】

- いじめの定義を明確化
- 道徳科等での児童生徒が自らいじめ問題を考え議論する活動の推進
- いじめ防止プログラム等の策定
- いじめ問題に対する学校の組織的対応
- いじめの解消の定義を明確化

●スクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置・派遣

SCやSSWを学校に配置・派遣し、教育相談体制の充実を図っています。児童生徒や保護者の皆さんからのいじめ問題に関する相談を受け付けています。

●電話等による相談

学校以外にも悩みを相談できるよう24時間対応の電話相談窓口を開設しています。また、県教育研修センターで来訪相談も受け付けています。

来訪相談

月～日曜日
(年末年始・祝日を除く)

午前10時から午後5時まで

※事前に予約が必要です
(☎0985-38-7654まで)。

じかんこども 24時間子供SOSダイヤル

フリー
ダイヤル **0120-0-78310**

みりょうつうわ
無料通話です。

24時間365日電話を受け付けています。電話相談は、匿名でも相談できます。

ひとり
で
悩まないで!

いじめや友人関係のこと・・・
学習や進路のこと・・・
学校や先生のこと・・・
家族のこと・・・
その他様々な不安や悩み、心配なこと・・・
「困ったときは、電話で相談を!!」



みやざきけんきょういくいんかい がっこうせいさくか
宮崎県教育委員会 学校政策課

“女性をめぐる人権問題”

私たちは性別に関わりなく誰もが尊重され、人間らしく生きる権利をもっています。しかし、法律・制度の上では男女平等が保障されていながらも、女性をめぐる人権問題がなくなったわけではありません。例えば、その1つに、ドメスティック・バイオレンス（DV）があります。

1▶ ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

ドメスティック・バイオレンス（domestic violence 略して「DV」）とは、配偶者などの親しい関係のある人からの暴力で、身体的暴力のほか精神的暴力や性的暴力等も含んだ意味で使われています。以前は、プライベートな問題という意識から表面化しませんでした。近年、主に女性に対する深刻な人権侵害と認識されるようになりました。また、交際相手（恋人）から受ける暴力のことをデートDVといいます。

2▶ 配偶者暴力防止法（DV防止法）とは

2001（平成13）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定（2013年一部改正）され、配偶者からの暴力の防止だけでなく、被害者の保護や相談、自立支援の実現も目的としています。配偶者は男性・女性を問わず、事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手なども含まれており、裁判所は、接近禁止命令や退去命令を発することができ、命令に違反した場合の罰則も定めています。

3▶ 女性に対する暴力をなくしましょう！

繰り返し暴力を受けると、被害者の身体も心も大きく傷つけられます。外から見えない家庭の中で、DVを被害者一人だけで解決するのは困難です。もし被害を受けたら、勇気をもって信頼できる人や専門機関に相談してください。相談を受ける場合は、否定をせず相手の気持ちへの共感を心がけることで、被害者の力になることができます。

また、被害を受けている人を発見した場合は、相談窓口へ通報するよう努めなければなりません。通報は匿名で行うことも可能です。勇気を出して知らせましょう。



相談窓口

相談機関	電話番号	相談時間
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	☎0985-22-3858	月～金 9:00～20:30 土・日 9:00～15:00
警察安全相談	警察本部 ☎0985-26-9110 (短縮ダイヤル#9110) 又は各警察署	終日
宮崎県男女共同参画センター	☎0985-60-1822	月～金 9:00～17:00 土 9:00～16:30

DV相談ナビ 最寄りの相談窓口へ
転送されます
☎0570-0-55210

※緊急時は迷わず110番へ

さぽーとねっと宮崎 [性暴力被害相談電話]

☎0985-38-8300 秘密厳守 相談無料

月～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)



この人にきく!

「もしかしてDV？」 そう思ったら自分を守る行動を 心や身体に影響を与えるDV

宮崎県男女共同参画センター所長
井戸川 紀代子 さん

深刻なドメスティック・バイオレンス（DV）被害。被害者の保護を目的に「DV防止法」が施行されましたが、まだまだ後を絶たない問題です。

「女性に対する暴力をなくす運動」の期間(11月12～25日)に合わせ、パープルリボンネットワークみやざき2017では、県庁のパープルライトアップに合わせダンス「ブレイク・ザ・チェイン」を実施。ダンスで暴力根絶を訴えました。



まずはDVを知ってほしい

宮崎県でもDV被害が発生しています。県内各関係機関への相談件数をみても28年度が1,899件、27年度が1,696件、26年度が1,571件、25年度が1,857件と多少の増減はあるものの毎年1,500件以上の相談がされています。しかし、「家庭内のことなので相談するのが恥ずかしい」「公的な場所に暴力の相談をしたら相手が逮捕されてしまうのではないかと叩かれてあたり前だと思っていた」などをはじめとする多くの理由で、相談をしない・相談することを思いつかないという人を含めると、実際のDV件数はもっと多いと思われます。また、身体的暴力以外に精神的・性的・経済的・社会的・子どもを利用した暴力などがあることも知っていただきたいですね。当センターが29年度に受けた相談では精神的暴力が一番多かったんです。具体的には

- ・「お前は馬鹿だ」と言い続ける
- ・何でも怒鳴っておわらせる
- ・話し合いができない
- ・無視する
- ・何でも「してやった」と言う
- ・「子どもよりも先に俺!」と言う
- ・一日に何度もメールをしてくる

上記のようなことが定期的に、または日常的に行われ被害者が心身に多大なダメージを受けるDVです。もちろん、なぐる、けるといった身体的暴力も多数あります。傷害・暴行の加害者の9割は男性なのですが、殺人になると女性の加害者が男性を上回ります。そこには、身体的暴力を受け続け、これ以上続いたら命に危険がおよぶ、とまで追いつめられた女性の姿があります。DVは放っておくと取り返しのつかない状況になることを知ってほしいです。

DVの実例

身体的暴力 ・なぐる、ける、たたく ・物を投げつける ・髪を引っ張る ・刃物などを体に突きつける	経済的暴力 ・夫が生活費を入れない ・許可無くお金を使えない ・全てのレシートのチェックをする
社会的暴力 ・一人での外出を許さない ・実家との付き合いを嫌う ・毎日の行動を監視する ・友人との付き合いを制限される	子どもを利用した暴力 ・子どもの前で殴ったり蹴ったり怒鳴ったりして痛めつける
性的暴力 ・性的行為を強要する ・避妊に協力しない	

一人で悩まず相談窓口の利用を

日々の生活の中で悩みがあったり恐怖を感じる時には、関係機関の窓口へ相談をしてみてください。特に身の危険を感じるような時は早めの相談が必要です。窓口は県警本部・県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）・市町村・県男女共同参画センター、民間団体ではDV当事者サポートNPO法人「ハートスペースM」があります。いずれも相談者の話に耳を傾け、相談者の意思を尊重しながら解決策と一緒に考えていきます。中には話をするだけで安心して帰られる方もいらっしゃいますが、そういう相談でもいいんですよ。窓口に行けないときには電話でも大丈夫、一人で悩まずに話をして苦しい状況から抜け出すことを考えましょう。

一人ひとりが尊重される社会に

DV被害者は必ずしも女性とは限りませんが、多くは女性が被害者になっています。また、DV以外にもマタハラ(マタニティー・ハラスメント)やセクハラ(セクシュアル・ハラスメント)、性暴力、ストーカー被害、リベンジポルノなどでも女性に被害者が多いです。女性への暴力の背景には「女性を男性より下に見る意識」があると言われていています。次の被害者を生まないためにも、これからは、女性も男性も性別にとらわれず尊重しあえる社会にしていきたいですね。

宮崎県男女共同参画センターにアクセスを



いどがわきよこ
宮崎県男女共同参画センター所長
休日の楽しみ/美味しいものをめがけて食べに行くこと、霧島で2～3時間温泉に浸かること
好きな言葉/地霊人傑(すくれた土地から素晴らしい人材が世の中に出ること)



宮崎県男女共同参画センターのスタッフの皆さん



3月は「自殺対策強化月間」です

～ひとりで悩まないで！誰かに話してみませんか？～

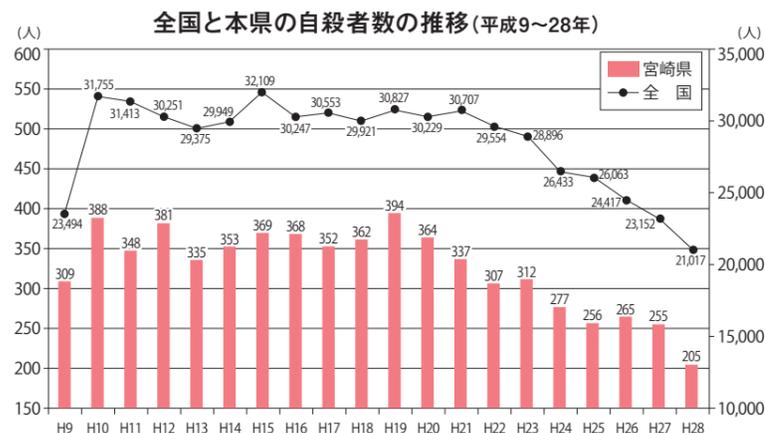
あなたの大切な人のいつもと違う言葉や態度に気づいてください。

例年、自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、国や県、市町村、関係機関が連携し、悩みを抱えた方が必要な支援を受けられるよう、重点的に相談支援や広報活動を展開しています。

厚生労働省「人口動態統計」によると、平成28年に全国で21,017名、本県でも205名の人が自殺により亡くなっています。

また、本県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、18.8人と全国で11番目に高くなっています。

県民の皆さま一人ひとりの「悩んでいる人に気づき、声をかける」という取組が地域における自殺を予防することにつながります。誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指して、今、私たちにできることから始めましょう。



誰かに話をするだけで、気持ちが楽になることもあります。

こころの相談窓口

*月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
8:30～17:15

- 宮崎県精神保健福祉センター ☎0985-27-5663
- 高鍋保健所 健康づくり課 ☎0983-22-1330
- 中央保健所 健康づくり課 ☎0985-28-2111
- 日向保健所 健康づくり課 ☎0982-52-5101
- 日南保健所 健康づくり課 ☎0987-23-3141
- 延岡保健所 健康づくり課 ☎0982-33-5373
- 都城保健所 健康づくり課 ☎0986-23-4504
- 高千穂保健所 健康づくり課 ☎0982-72-2168
- 小林保健所 健康づくり課 ☎0984-23-3118
- 宮崎市保健所 健康支援課 ☎0985-29-5286

夜間電話相談

- ライフネット宮崎 ☎0985-28-2555 *火・木・土曜日19:00～23:00
- 宮崎自殺防止センター ☎0985-77-9090 *日・月・水・金曜日20:00～23:00

自死遺族のつどい

大切な人の自死について、誰にも話すことができず、長い間、たった一人で苦しんでいませんか。同じような体験をされた遺族の方々が、安心して語り合い、思いを分かち合える場合があります。同じ悩みや苦しみを抱える仲間との出会いが、あなたの手助けになるかもしれません。

NPO法人国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター
『ランタンのつどい』

開催日：原則として毎月第2土曜日
14:00～16:00

場 所：宮崎県立図書館2階
問合せ：県精神保健福祉センター

☎ 0985-27-5663 (平日8:30～17:15)

小林保健所
『わかちあいの会』

開催日：毎月第4木曜日
13:00～15:00

場 所：小林保健所
問合せ：小林保健所疾病対策担当

☎ 0984-23-3118 (平日8:30～17:15)



高齢者虐待

宮崎県内において、平成28年度に養護者（家族等）による虐待について、市町村に寄せられた相談・通報件数は142件で、事実確認の結果、高齢者虐待と認められた事例が91件（虐待された人の人数は92人、虐待者は102人）に上っています。

高齢者虐待の防止のために

身近な相談窓口を活用しよう

介護による負担を軽減するためにも認知症や介護に関する正しい理解を深めましょう。高齢者の介護を担う家族は、心身ともに大きな負担を抱えることが多いと考えられます。ひとりで介護の悩みを抱え込まず、市町村の相談窓口やお近くの地域包括支援センターへ適切な介護サービス利用などを相談しましょう。

地域で支え合いましょう

近所とのつきあいがなく、孤立している高齢者世帯などへの声かけや見守りが、虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりの一歩になります。

高齢者虐待を早期に発見するためには、虐待を疑わせるサインを見逃さないことが大切です。

● 高齢者にみられるサイン ●



- からだに不自然なげがやアザがある。
- 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある。
- おびえる、わめく、泣くなどの症状がみられる。
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる。
- お金があるのに生活費の支払ができない。
- 部屋に衣類やおむつなどが散乱している。
- 悪臭がしたり、服が汚れている等不衛生である。
- 薬や届け物が放置されている。

虐待の類型

身体的虐待/経済的虐待

心理的虐待/性的虐待

介護・世話の放棄・放任



● 介護者にみられるサイン ●



- 介護に疲れている。
- 無気力、投げやりである。
- 高齢者を怒鳴る、しつけと言って叩く。
- 介護サービスを受けさせない。
- 病院への受診を拒んでいる。

チェックが付いた項目が多いほど、虐待の可能性が高い状態です。

お住まいの市町村や地域包括支援センターへご相談・ご連絡ください。

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により 平成29年1月1日から事業主には 次のことが義務付けられています。

例えば…
・妊娠により立ち仕事を免除してもらっていることを理由に「あなたばかり座って仕事をしなさい!」と、同僚からずっと仲間はずれにされ、仕事に手がつかない。
・男性労働者が育児休業を申し出たところ、上司から「男のくせに育休とるなんてあり得ない」と言われ、休業を断念せざるを得なくなった。

01 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

①妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの内容、②妊娠、出産等に関する否定的な言動が職場における妊娠、出産等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ること、③「ハラスメントがあってはならない」旨の事業主方針、④妊娠・出産に関する制度、育児休業・介護休業等の制度が利用できる旨を就業規則等の規定や文書等に記載して周知・啓発する

02 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

被害を受けた者や目撃した者などが相談しやすい相談窓口(相談担当者)を社内には設ける

03 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応

ハラスメントの相談があったとき、すみやかに事実確認し、被害者への配慮、行為者への処分等の措置を行い、改めて職場全体に対して再発防止のための措置を行う

04 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置

妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するため、業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者やその他の労働者の実情に応じた必要な措置を講じる

05 併せて講ずべき措置

相談者・行為者等のプライバシー保護のための措置を講じ、相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発する

*これらの措置は、業種・規模に関わらずすべての事業主に義務付けられます。

例えば…
・先輩が「就職したばかりのくせに妊娠して、産休・育休をとろうなんて図々しい」と何度も言い、就業意欲が低下している。

ハラスメントを受けたとき

●はつきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。

黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。問題を解決していくことが、同じように悩んでいる他の人を救うことにもつながります。

●会社の窓口相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。労働組合に相談する方法もあります。

社内に相談相手がいないときも、ひとりで悩まずに、宮崎労働局など外部の機関に相談しましょう。

宮崎労働局が、あなたのお力になります!



匿名でも大丈夫。プライバシーは厳守します。
まずは相談してください!! 相談は無料です!

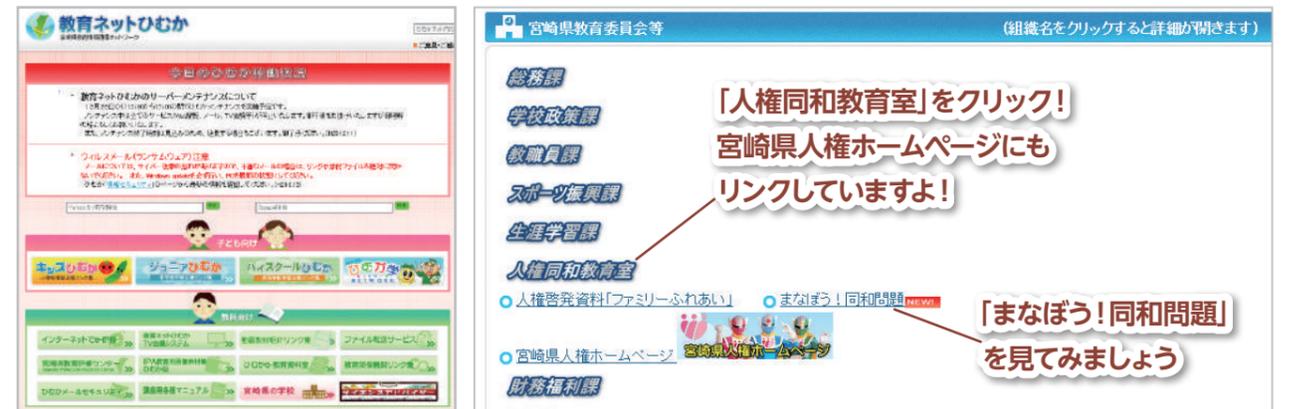
1. 会社に対し、法律や制度の説明をします。
2. その内容に応じて会社に事実確認を行い、会社に働きかけを行うなど、丁寧な対応に努めます。
3. 会社との間に紛争が生じている場合は、助言、調停など解決のための援助を行います。

あなたの了承を得ずに、会社にあなたの情報を提出することはありません。

問合せ先 宮崎労働局 雇用環境・均等室 ☎0985-38-8821

県教育委員会で『部落差別の解消の推進に関する法律』に関するリーフレットを作成しました

「教育ネットひむか」からリーフレットをみるができます



「人権同和教育室」をクリック!
宮崎県人権ホームページにも
リンクしていますよ!

「まなぼう! 同和問題」
を見てみましょう

このリーフレットでは、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)について紹介しています。この法律に明記されている「現在もおお部落差別が存在する」こと、「部落差別は決して許されない」こと、「部落差別のない社会の実現」を目的としていることなどを紹介しています。また、教師が指導に際して大切にすべきことも示しています。



このリーフレットの最後には次のようなメッセージを掲載しています。

子どもたちを差別から守るために

「同和問題」は、まったくの予断と偏見にもとづいた我が国固有の人権問題です。このような予断と偏見に基づく『つくられた固定観念』によって差別されることを許せば、それはだれもが「差別の対象」となる社会になり得ます。しかし、『つくられた固定観念』による差別であるならば、私たちの努力でなくせないはずはありません。社会から「差別をなくす」ために、子どもたちが「同和問題」を学ぶことは、子どもたちを今後の人生において「差別をする者」にしないということでもあります。その視点も含めて「子どもたちを“差別”から守る」のは教育です。

学校における人権教育とともに、家庭や社会全体で、あらゆる差別をなくす教育に取り組んでいきましょう。

問合せ先 宮崎県教育委員会人権同和教育室 ☎0985-26-7252

人権啓発推進協議会 の事業の御紹介

宮崎県人権啓発推進協議会では、大学、NPO、スポーツ組織等と連携する等して、様々な人権啓発活動を展開しています。

大学と連携した人権啓発活動

宮崎大学

「食と人権」、「子どもの貧困」等の各部会毎に、講演やパネルディスカッション等を行いました。

宮崎国際大学

(株)ミライ口の田中利樹氏を講師に招き「障がいとスポーツから考える人権フォーラム」を行いました。

宮崎産業経営大学

特定非営利活動法人POSSE代表の今野晴貴氏を講師に招き講演会「若者の労働と人権」を行いました。



民間団体と連携した人権啓発活動

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

劇団こぶく劇場代表の永山智行氏等を講師に招き演劇ワークショップ「君のままでいいんだよ。」を行い、このワークショップを元に演劇の台本を作成しました。

株式会社エムアイビーテレビ

真北聖子さんによるコンサート、トークディスカッション等を行う「ライブパフォーマンス&トークディスカッション～障がいのある人と人権～」を開催しました。

特定非営利活動法人障害者自立支援センター YAH!DO みやざき

国際医療福祉大学大学院教授の大熊由紀子氏による基調講演、パネルディスカッション等を行う「フォーラム・私たちが生きる意味～相模原殺傷事件から考える～」を開催しました。



m20

人権に関連した音楽の演奏を行う「人が人として尊ばれる世界を目指してピアノとヴァイオリンによる名曲音楽会」を開催しました。

スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動

- 青島太平洋マラソン大会の会場で、啓発活動を行いました。
- Jリーグ入りを目指すテグバジャー口宮崎、J.FC MIYAZAKIと連携・協力して、人権啓発広告を掲載したチラシの配布や人権サッカー教室等を実施しました。



文化団体等と連携・協力した人権啓発活動

- 12月の「人権フェスティバル」で、真北聖子さんに車椅子生活で感じた差別や障がいの現状についてのトーク、「生きる」をテーマにした曲の演奏を行っていただきました。



若者の感性を生かした人権啓発コンテンツ制作関連事業

- 若者の感性を生かした人権啓発CMを制作するため、人権啓発CM用映像作品コンテストを行いました。6作品の応募があり、宮崎情報ビジネス医療専門学校の久保侑香さんの作品が最優秀作品に選ばれました。



最優秀作品の一場面

おすすめ DVD 紹介

宮崎県人権啓発センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。

*詳しい貸出方法については、次ページをご覧ください。



アニメ

『むしむし村の仲間たち ～みんないいところあるんだよ』



●2017年制作 / 13分

外見や能力が異なるむしむし村の昆虫たち。時には、それぞれの違いが原因で相手を傷つけたり、自分はダメなんだと悩んだりします。でも、誰にでも苦手なことや得意なことはあります。お互いの違いを認め、相手の気持ちを思いやること、仲間と助け合っていくことの大切さを学ぶアニメ作品です。子どもたちと一緒に見てみませんか。

同和問題

『そんなの気にしない』



●2016年制作 / 17分

「そんなの気にしない」は、親友に自分が同和地区出身であることを告白したときに返ってきた言葉です。告白した方は、相手にもっと知ってほしかった。告白された方は、このままで何も変わらないことを伝えなかった。しかし、この一言がきっかけで二人はすれ違っていきます。日常の言動を振り返り、お互いを信頼することの大切さを伝える作品です。

職場編

『セクハラ・パワハラ処方』全4巻



●2015年制作 / 25分程度

年々深刻化するセクシャルハラスメント・パワーハラスメント問題。「セクハラ・パワハラは人権問題です。」とさわやかに語り始める桑野さん独特の語り口は、聞く者を魅了し、共感の輪を広げていきます。全4巻で構成されており、デジタル画像やCGを交えたドキュメンタリータッチの作品です。職場の研修で視聴してみたいいかがでしょうか。

高齢者

『ここから歩き始める』



●2015年制作 / 34分

「認知症を共に生きる」をテーマに、高齢者問題を人の幸せと尊厳を守るという人権の視点から捉えています。認知症の親をもつ主人公とその家族の中で繰り広げられる介護をめぐる葛藤ときずなの紡ぎなおしを描いており、高齢者が人間として誇りをもって生きていく上で大切なことを、家族や地域の視点を通して考えるきっかけとなる作品です。

障がいの
ある人

『風の匂い』



●2016年制作 / 34分

スーパーマーケットで働く青年、歩と正人。歩には知的障がいがありますが、幼いころ共に遊び、共に学ぶ「大切な友だち」でした。しかし、大人になった二人を隔てる壁があることに気づきます。二人の成長と職場での人間模様を通して、社会的な課題でもある「合理的配慮」についても考えるきっかけとなるドラマ作品です。

いじめ

『聲の形 (こえのかたち)』



●2015年制作 / 30分

耳の聞こえない硝子（しょうこ）を取り巻く学校生活の現実を率直に描いています。「いじめとは何か?」「障がいと向き合うとは?」そんな難しいテーマを、自然に考えることのできるドラマです。原作の物語はマンガでも掲載され、アニメ映画としても話題となりました。学校や家庭での教材としていかがでしょうか。

宮崎県人権啓発センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。詳しい貸出方法については、次ページをご覧ください。

宮崎県人権啓発センター TEL 0985-32-4469

活用してください! 宮崎県人権啓発センター

宮崎県人権啓発センターでは、個人や学校、企業・団体向けにさまざまな活動を行っています。皆様のご利用をお待ちしています。



ジンケングリーン
友だちを大切にす心(友情)

**研修会を
実施しています!**

人権担当者養成講座や県民人権講座、人権ファシリテーター養成講座などを行っています。

**講師の派遣や
紹介をしています!**

企業や民間団体等の研修会への職員派遣や、外部講師の紹介を行っています。

**人権に関する相談を
受けています!**

人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。
専用電話 ☎0985-26-0238

**わたしたちの人権講座を
開催しています!**

センター研修室での人権講座を開催しています。

ほかにも、人権啓発資料の作成、ホームページでの情報提供、図書・DVD等の貸出(下記)も行っています。

宮崎県人権ホームページに
アクセスできます ▶▶▶



無料

図書・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出利用登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

◇貸出冊数及び貸出期間

- 図書** 貸出冊数：3冊以内 貸出期間：14日以内
- DVD等** 貸出本数：3本以内 貸出期間：14日以内
- 機材** 貸出期間：14日以内(機材…DVDプレーヤー、ビデオデッキ、プロジェクター、スクリーン)

◇図書・DVD等について

ライブラリー所蔵の図書・DVD等の種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いいたします。

じんけんクイズ???

配偶者暴力防止法のことを何と呼ぶでしょうか?

- A DV防止法 B UV防止法 C AD防止法**

ページのどこかにヒントがあるよ!

クイズの答えをお寄せください。正解者の中から抽選で5名の方に、宮崎のガイドブックを進呈いたします。アンケートハガキに答えと必要事項をご記入の上、お送りください。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。

応募締切：平成30年6月29日(当日消印有効)

編集後記

今年(平成30年)、「じんけんの風」も33号となり、私も担当となって3年が経過しました。この「3」という数字には、いろんな意味があるようです。「石の上にも三年」「三人寄れば…」「三大〇〇」など、「3」という数字のつくことわざや教訓がたくさんあります。東京タワーも「3」にちなんだ事柄が多く、そのころの日本を舞台にした映画も「三丁目の夕日」でした。「1」では点、「2」で線となり、「3」つ集まることで面となります。人間関係も同様で、当事者どうしだけでなく、いろんな人とつながることで広がっていくのだと思います。「別れ」と「出会い」の春に、新たなつながりを期待します。(西)

読者の VOICE!

- 子どもを大声で怒鳴っているのを聞きますが、虐待なのか分かりにくく、迷ってしまいます。(西都市 60代)
- 性暴力の話でビックリすることを聴き、「えっ!」と声が出てしまいました。(宮崎市 70代)
- 講座等の案内もあり、ぜひ参加したいと思いました。人権についてたいへん勉強になります。(宮崎市 20代)

宮崎県人権啓発センター

宮崎市橋通東2-10-1 県庁8号館6階
(宮崎県人権同和対策課内)
TEL.0985-32-4469
FAX.0985-32-4454

情報・ご意見などをお待ちしています。
<http://www.m-jinken.jp/>

